

**令和6年度**  
**沼津市水道部庁舎への飲料用自動販売機の**  
**設置に関する募集要領**

**令和6年9月**

問合せ先

沼津市御幸町16番1号 沼津市水道部庁舎2階

**沼津市水道部水道総務課**

電 話 055(934)4851

URL = <http://www.city.numazu.shizuoka.jp>

## 入札による市有施設の貸付けの概要

沼津市水道部庁舎における飲料用自動販売機の設置について一般競争入札を実施いたしますので、参加される方は、この募集要領及び入札心得書を御確認のうえ、お申込みください。

### 1 貸し付ける物件

入札により飲料用自動販売機の設置をするために貸し付ける沼津市水道部庁舎は、次のとおりです。詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

物件番号	水総 1	水総 2
所在地	沼津市御幸町 2 番 20 号	沼津市御幸町 2 番 20 号
貸付場所	沼津市水道部庁舎 1 階玄関ホール	沼津市水道部庁舎 1 階守衛室前
設置台数	1 台	1 台
貸付面積	2. 4 m <sup>2</sup>	2. 4 m <sup>2</sup>
年間の固定額 及び入札による 売上金額に対する 最低貸付料率	年間の固定額 26, 546 円 最低貸付料率 20 %	年間の固定額 26, 546 円 最低貸付料率 20 %
販売種目	缶・ペットボトル・ビン	缶・ペットボトル・ビン

※物件番号水総 1、水総 2 ともに、使用済容器の回収ボックスの設置面積を含みます。

### 2 入札参加者の資格

入札心得書第 3（入札参加資格）の要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよくご確認の上、申込みしてください。

### 3 契約に当たっての主な条件

#### (1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、借地借家法(平成 3 年法律 90 号)第 38 条による定期建物賃貸借契約であり、(2)の貸付期間満了時において契約の更新及び当該期間の延長は行いません。賃貸借期間満了の 1 年前から 6 か月前までの間に、契約期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面により通知します。

#### (2) 貸付期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで

#### (3) 貸付物件の用途指定

貸付物件は、飲料用自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

#### (4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除事由となります。

ア 貸付物件を飲料用自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に電気の子メーター以外の工作物を設置すること。

ウ 本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。また、貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 災害対応

災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種を設置してください。

(6) 環境配慮

ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種の設置に努めてください。

(7) 電気の子メーターの設置

電気料金は設置事業者にご負担していただきますので、その算定のため自動販売機に電気の子メーターを設置してください。

(8) 安全対策等

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)を順守した措置を講ずるものとする。

イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行なうものとする。

(9) 使用済み容器の回収

ア 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた、使用済容器のプラスチック製又は金属製の回収ボックスを必要数設置すること。

イ 使用済容器については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律112号)など関係法令に基づいて適切に処理すること。

(10) 自動販売機の管理運営

ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等について責任をもって行ない、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応するよう営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を明確に表示すること。

ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市は責めを負わないものとする。

(11) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、売上報告書を提出してください。

(12) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、沼津市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は沼津市に協力してください。

(13) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料用自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、沼津市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還してください。

#### 4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてからの提出は、入札に参加できません。

なお、申込みは、この募集要領の入札参加申込書の様式を使用し、入札参加心得書第4に示す書類も一緒に提出してください。

(1) 受付期間

令和6年9月24日(火)から令和6年10月11日(金)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

沼津市水道部水道総務課(沼津市水道部庁舎2階)

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。(ファックス及び電子メールによる受付は行いません。)

郵送による提出は、書留郵便で受付期間内に受付場所に到着するようにしてください。

(4) 入札参加資格の確認等

提出された入札参加申込書等により入札参加資格の審査を行い、令和6年10月15日(火)以降に、申込者宛て、当該審査結果を通知します。

#### 5 入札の日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

日 時 令和6年10月30日(水)

物件番号	水総1	水総2
時間	10時00分	10時30分

場 所 沼津市水道部庁舎1階 会議室B

(2) 入札方法

ア 本人又はその代理人が、入札書を提出すること。(代理人が入札に参加する場合は、委任状が必要になります。)

イ 電送及び郵送による入札はできません。

ウ 入札は、入札心得書第5ウに示す入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出すること。

エ 入札は、募集要領に示す「入札書」等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、入札箱に提出すること。

オ 入札書の提出後、入札の取消及び入札書の記載事項の変更はできません。

## 6 入札する貸付料率

売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで）を入札書に記入してください。

## 7 入札の無効

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札心得書 第8（入札の無効）を御覧ください。

## 8 落札者の決定

入札書投入完了後、直ちに開札します。落札者の決定は入札心得書第10に示すとおりです。

## 9 契約手続等

開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

### (1) 契約の締結

契約締結は、落札決定の通知と一緒に送付する契約書（この募集要領の自動販売機設置場所賃貸借契約書で、落札決定の通知と一緒に送付します。）で落札決定の通知を受取った日から数えて、5日以内となります。

契約締結は、沼津市が落札された方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

### (2) 貸付料の納付

入札心得書第15に示すとおり、沼津市指定金融機関等で納付していただきます。

納付額は、売上金額に対し貸付料率を乗じて得た金額及び固定額に、それぞれ消費税及び地方消費税（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を加算した金額とします。

### (3) 契約保証金

契約保証金は免除します。

## 10 販売機設置の手続等

契約締結後、設置場所で飲料用自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行なっていただきます。

### (1) 電気料金等

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を毎月お支払いいただきます。

消費電力は電力計（専用子メーター）の示数になります。電力計は契約者が設置してください。

(2) 販売機の設置

借受人は、令和6年12月1日から営業開始できるように準備を行ってください。

## 入札心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、飲料用自動販売機設置運営のための沼津市有施設の一般競争入札による貸付に参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、この入札心得書のほか、令和3年度沼津市水道部庁舎への飲料用自動販売機の設置に関する募集要領(以下「募集要領」という。)の記載事項を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人とします。

- (1) 静岡県内に本店、支店、営業所若しくは事業所を有し、又は居住し、若しくは店舗を設置して業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)にもとづき更生手続開始の申立てが成されている(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号。以下「条例」という。)に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等(以下総称して「反社会的勢力」という。)である者
  - イ 法人の代表者が反社会的勢力である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が反社会的勢力である者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。
- (6) 市町税を滞納していない者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の(1)に掲げる書類を沼津市水道部水道総務課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

- ア 市有財産貸付け一般競争入札参加申込書(押印は実印を使ってください)
- イ 住民票(法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)の写し
- ウ 印鑑証明書
- エ 誓約書
- オ 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し(寸法、消費

電力等が確認できるもの)

カ 令和5年度分個人市町民税又は申込み時点において終了している直近の事業年度分法人市町民税の納税証明書又はその写し)

- (2) 入札参加申込書等は、持参又は郵送により提出してください(電送による受付は行わない。)  
なお、郵送による申込みの場合は、郵便書留にて募集要領4(1)の受付期間内に(2)の受付場所に到着するようにしてください。

(入札時の持参書類等)

第5 入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を入札当日に持参してください。

ア 入札書(募集要領に添付した入札書の様式を使用し、封入してください。)

イ 委任状(代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。)

ウ 入札参加資格があることが確認できた旨の通知書の写し

(入札保証金)

第6 入札保証金は、免除します。

(入札書)

第7 入札書は、募集要領に添付されています。

- 2 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。
- 3 入札書に入札参加者の住所、氏名(法人の場合にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)を記入のうえ、実印(法人の場合にあつては、代表者印)を押してください。
- 4 入札価格には、売上金額に対する貸付料率を、算用数字を使って記入してください。
- 5 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名を記入するとともに(入札参加者の押印は不要)、代理人の住所、氏名を記入し押印(代理人の印)してください。この場合、入札参加者が作成した委任状を添付してください。
- 6 入札書は封筒に入れ、封かんし、入札参加者の住所、氏名(代理人の場合は、代理人の氏名も併記)を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い入札会場に設置された入札箱に投入してください。
- 7 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 第3に規定する入札参加資格のない者
- (2) 委任状を提出しないで入札参加者の代理人として入札した者
- (3) 指定した日時、場所において入札をしなかった者
- (4) 記名押印のない入札をした者
- (5) 価格を訂正した入札書により入札をした者
- (6) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (7) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (8) 入札財産1件につき2以上を入札した者
- (9) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (10) 入札財産1件につき、2人以上の入札者の代理人となって入札した者



(11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者

(開札)

第9 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行います。入札者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない市職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第10 落札者は、沼津市の設定する最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者としてします。

2 市の最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者が2人以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合に、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で内容を入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第11 開札の結果、売上金額に対する貸付料率の入札が最低貸付料率に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 第8の(1)から(11)までのいずれかの理由に基づき無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

(落札の通知)

第12 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る貸借借契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

(契約の締結)

第13 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に募集要領に添付する契約書の様式にて、契約を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 契約保証金は、免除します。

(貸付料の支払い)

第15 落札者は、年間の固定額を貸付期間中の年度の最初の月の末日（令和6年度12月～翌3月分については、令和6年12月末）までに、当該年度の月分を一括して、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。また、売上金額に対する貸付料率により算出される額は、各使用月の翌月の市が指定する期日までに貸付料を市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

2 貸付料には、消費税及び地方消費税が課されます。

(契約の解除)

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

(1) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合

(2) 法令等又は契約に違反した場合

(瑕疵担保責任)

第17 落札者は、契約締結後、貸付財産に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(入札結果の公表について)

第18 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人・個人の別）を公表するとともに、一定期間、沼津市ホームページにも公表します。

2 沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。